



予備自衛官制度の概要

予備自衛官とは、防衛招集命令、国民保護等招集命令及び災害招集命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が出動した後の駐屯地の警備、後方支援、第一線部隊の補充等、避難住民の救護・誘導等、災害補助活動の任務にあたります。

訓練について

○1日間招集訓練

自衛官を退職して1年未満の方を対象に、精神教育やサービス指導を中心に月に1回を基準に実施しています。

○5日間招集訓練

自衛官を退職して1年以上の方及び予備自衛官補の教育訓練を修了し公募予備自衛官となった方を対象に、指定された部隊等で射撃訓練・体育訓練・精神教育・職種訓練を中心に実施しています。

公募予備自衛官の方を対象に、多賀城駐屯地で公募5日間訓練も計画されています。

処 遇

○手当・旅費

予備自衛官の身分に対しての手当「予備自衛官手当」月額4,000円と、訓練出頭に対しての手当「訓練招集手当」日額8,100円があります。支払については前のページの「予備自衛官の手当について」をご覧ください。また、訓練参加のために往復旅費が支給されます。

○補 償

公務に起因する災害（負傷、疾病、障害、死亡）については、現職の自衛官と同様に補償を行います。

○表 彰

勤続年数に応じ、防衛大臣・陸上幕僚長・方面総監・地方協力本部長から永年勤続表彰状が授与されます。

また、最終任期まで勤務されると方面総監から顕彰状が授与されます。